

災害対応と情報



消防庁国民保護・防災部長 萩澤 滋

私たちの生活の中でスマートフォン、IoTは急速に普及、浸透しており、防災、災害対応の領域でもICTはごく普通に活用されています。例えば、緊急速報メールによる避難指示・勧告の伝達はどここの市町村でも行われていますし、北朝鮮のミサイル発射事案が相次いだ平成29年には弾道ミサイル情報もJアラート経由で広く携帯電話に配信されました。豪雨被害の相次ぐ最近では、避難指示・勧告を補完する、気象庁の「大雨・洪水危険度分布」について、危険度の高まりをプッシュ型で通知する民間サービスも行われており、住民への情報伝達のレベルは内容・手段とも格段に上がっています。

一方、被害情報などを収集、活用する場面では、まだまだ考えなければいけないことがあります。消防庁は、災害対策基本法、消防組織法に基づき、都道府県、市町村から被害、応急対策の状況について報告を頂いています。これらの情報は政府全体で共有し、緊急消防援助隊はもとより警察、自衛隊といった他の実動部隊も含めた応援の要否判断、戦略立案に活用される大変重要なものです。とは言え、発災直後の慌ただしい中、消防本部など現場への多大な負荷、緊急の場合には市町村から国・県双方に二重の報告を要する、電話・FAXを使用しているためデータ加工、共有に手間がかかる、など国・地方団体・現場を通じた効率化は大きな課題となっています。

消防庁では、改善に向けた一つの取組みとして、応急対策として行われる避難指示・勧告の発令状況について、放送局などメディアを通じた情報伝達システムであるLアラート（災害情報共有システム）からの情報収集を原則化することを試行しています。現在、いわゆる災害即報・4号様式により都道府県からFAX送付いただいています。消防庁自身がLアラートから収集しようというものです。既に全都道府県がLアラートに接続、情報提供しているのですから、同じ情報をわざわざ別ルートで収集することは合理的ではありません。これまでの仕組みにとらわれず、既にあるシステム、他機関が構築しているものについても、その活用可能性を検討していくべきでしょう。

こうした取組みの積み重ねにより、足で稼がなければ得られない情報の収集、人力で精度を担保すべきところにマンパワーを集中できると考えています。人的被害、被災者の孤立といった情報は救助活動に不可欠ですが、その正確・迅速な収集はとても難しいものです。平成30年7月豪雨（西日本豪雨）では浸水地域を一軒一軒確認し、屋内で亡くなられている方を覚知した例が多くありました。多くの登山客が犠牲になった平成26年御嶽山噴火では、被災者数の把握は困難を極め、登山届、残された駐車車両など限られた情報と突き合わせ、行方不明者数を確定・公表するまで1週間かかりました。こうした取組みは現場でなければできませんし、その苦労も並大抵ではありません。

災害対応の目的は人命を守ることであり、国による情報収集も、現場がそのための活動に集中・注力できるように支援するためのものです。引き続き、都道府県、市町村、消防本部の皆様と連携し、現場に思いを寄せながら、災害対応の効率化、質の向上に取り組んでまいります。どうぞよろしくお願ひします。